

## 資料21 各国国防費の推移

国名	年度	04 (16)	05 (17)	06 (18)	07 (19)	08 (20)
日本 (億円)		48,764	48,301	47,906	47,818	47,426
		49,030	48,564	48,139	48,016	47,796
		△1.0%	△1.0%	△0.8%	△0.2%	△0.8%
		△1.0%	△1.0%	△0.9%	△0.3%	△0.5%
米国 (百万ドル)		436,453	474,089	499,310	529,845	583,054
		12.7%	8.6%	5.3%	6.1%	10.0%
英国 (百万ポンド)		29,524	30,603	31,454	33,400	—
		0.6%	3.7%	2.8%	6.19%	—
ドイツ (百万ユーロ)		24,250	24,040	27,870	28,400	29,450
		△0.5%	△0.9%	15.9%	1.9%	3.6%
フランス (百万ユーロ)		32,402	32,920	36,061	36,285	36,780
		4.3%	1.6%	9.5%	0.6%	1.3%
ロシア (億ルーブル)		4,187.183	5,311.392	6,660.266	8,220.360	9,596.000
		16.2%	26.8%	25.4%	23.4%	16.7%
中国 (億元)		2,100	2,447	2,807	3,472	4,099
		13.3%	16.5%	14.7%	23.7%	18.0%

- (注) 1 資料は各国予算書、国防白書などによる。  
2 %表示は、対前年度伸び率。  
3 米国の国防費は、2008年度historical tableによる狭義の支出額。  
4 英国については、2006年度までは英国国防省公表「UK Defense Statistics」による実績。2007年度は予算教書による当初予算。  
5 ドイツについては、2006年度より防衛費に恩給費が組み込まれたため、2005年度と比較して大幅増となっている。この恩給費を除いた額について2005年度と比較した場合、0.7%減。  
6 中国については、全人代における財政部長報告による。なお、04年度国防予算については、財政報告では「11.6%増、218.3億元の増加」と報告されたが額は明らかにされず、03年度国防予算を元にこれらの数値を用いて計算すると齟齬が生じるため、01年度及び03年度の国防予算実績額（非公表）を基準とした数値と仮定して試算したもの。  
7 ミリタリーバランス（2008年）の第2部、諸表と分析「国防支出と兵力の国際比較」によれば、06年度の上記諸国の国防費は、米国535,943百万ドル、英国55,444百万ドル、ドイツ37,775百万ドル、フランス54,003百万ドル、ロシア70,000百万ドル、中国121,872百万ドル、日本41,144百万ドルとなっている。  
8 日本については、上段は、SACO関係経費（04年度：266億円、05年度：263億円、06年度：233億円、07年度：126億円、08年度：180億円）及び米軍再編関係経費（地元負担軽減分）（07年度：72億円、08年度：191億円）を除いたもの、下段は含んだものである。  
安全保障会議の経費については、08年度より、その他事項経費として組替え要求しているため、防衛関係費に含まれない。

## 資料22 対処基本方針で定める事項の一例

対処基本方針	
武力攻撃事態	武力攻撃事態であること、または武力攻撃予測事態であることの認定および当該認定の前提となった事実
	当該武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針
	対処措置に関する重要事項
	防衛大臣が予備自衛官および即応予備自衛官の防衛招集命令を発することの承認
	防衛大臣が防衛出動待機命令を発することの承認
	防衛大臣が防衛施設構築の措置を命ずることの承認
	防衛大臣が米軍行動関連措置法に定める行動関連措置としての役務の提供を命ずることの承認
	防衛大臣が海上輸送規制法に定める停船検査および回航措置を命ずることの承認
防衛出動を命ずることについての国会の承認の求め	
防衛出動を命ずること（特に緊急の必要があり事前に国会承認を得るいとまがない場合）	

※上記対処基本方針の一例は、当該武力攻撃事態等の状況によりその記載内容は変化する。

## 資料23 弾道ミサイル防衛（BMD）に係る日米共同技術研究に関する内閣官房長官談話

（平成10年12月25日）

- 1 本日、政府は、安全保障会議の了承を経て、平成11年度から海上配備型上層システム（NTWD）を対象として米国との間で共同技術研究に着手することを決定した。
- 2 政府としては、冷戦終結後の核を始めとする大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散状況を踏まえると、弾道ミサイル防衛（BMD）が専守防衛を旨とする我が国防衛政策上の重要な課題であり、我が国の主体的取り組みが必要であるとの認識の下、これまで所要の検討を行ってきたところである。
- 3 政府としては、今後の我が国の取り組みとしては、米国との間において、NTWDを対象として共同技術研究を行うことが、最も効率的かつ実りあるものであり、また、かかる日米間の協力は、日米安保体制の信頼性の向上等に資するものであると考えている。
- 4 宇宙の開発及び利用に関する国会決議との関係については、もとより国会決議の有権解釈は国会においてなされるべきものであるが、政府としては、近年弾道ミサイルが拡散している状況にあるところ、BMDシステムが、我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防衛的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であることを踏まえれば、BMDシステムに関して我が国が主体的に取り組んでいくことは、本件国会決議の趣旨及びそのよって立つ平和国家としての基本理念にも沿ったものであり、国民各位の御理解をいただけるものと考えている。

なお、この関連で、本年9月、衆議院においてなされた北朝鮮によるミサイル発射に関する国会決議において「政府は我が国国民の安全確保のためのあらゆる措置をとる」べきこととされているところである。

また、BMDに係る日米共同技術研究における武器技術供与は、対米武器技術供与取極の枠組みの下で実施されるものである。

- 5 なお、本件は技術研究であり、開発段階への移行、配備段階への移行については別途判断する性格のものである。これらの判断は、BMDの技術的な実現可能性及び将来の我が国の防衛の在り方等について十分検討した上で行うこととする。

## 資料24 弾道ミサイル防衛システムの整備等について

（平成15年12月19日 安全保障会議決定）  
閣議決定

（弾道ミサイル防衛システムの整備について）

- 1 弾道ミサイル防衛（BMD）については、大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散の進展を踏まえ、我が国として主体的取組が必要であるとの認識の下、「中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）」（平成12年12月15日安全保障会議及び閣議決定。以下「現中期防」という。）において、「技術的な実現可能性等について検討の上、必要な措置を講ずる」こととされているが、最近の各種試験等を通じて、技術的な実現可能性が高いことが確認され、我が国としてのBMDシステムの構築が現在のイージス・システム搭載護衛艦及び地对空誘導弾パトリオットの能力向上並びにその統合的運用によって可能となった。このようなBMDシステムは、弾道ミサイル攻撃に対して我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防衛的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であり、専守防衛を旨とする我が国防衛政策にふさわしいものであることから、政府として同システムを整備することとする。

（我が国の防衛力の見直し）

- 2 我が国をめぐる安全保障環境については、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下する一方、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態（以下「新たな脅威等」という。）への対応が国際社会の差し迫った課題となっており、我が国としても、我が国及び国際社会の平和と安定のため、日米安全保障体制を堅持しつつ、外交努力の推進及び防衛力の効果的な運用を含む諸施策の有機的な連携の下、総合的かつ迅速な対応によって、万全を期す必要がある。このような新たな安全保障環境やBMDシステムの導入を踏まえれば、防衛力全般について見直しが必要な状況が生じている。

このため、関係機関や地域社会との緊密な協力、日米安全保障体制を基調とする米国との協力関係の充実並びに周辺諸国をはじめとする関係諸国及び国際機関等との協力の推進を図りつつ、新たな脅威等に対して、その特性に応じて、実効的に対応するとともに、我が国を含む国際社会の平和と安定のための活動に主体的・積極的に取り組み得よう、防衛力全般について見直しを行う。その際、テロや弾道ミサイル等の新たな脅威等に実効的に対応し得るなどの必要な体制を整備するとともに、本格的な侵略事態にも留意しつつ、従来の整備構想や装備体系について抜本的な見直しを行い適切に規模の縮小等を図ることとし、これらにより新たな安全保障環境に実効的に対応できる防衛力を構築する。

上記の考え方を踏まえ、自衛隊の新たな体制への転換に当たっては、即応性、機動性、柔軟性及び多目的性の向上、高度の技術力・情報能力を追求しつつ、既存の組織・装備等の抜本的な見直し、効率化を図る。その際、以下の事項を重視して実効的な体制を確立するものとする。

- （1）現在の組織等を見直して、統合運用を基本とした自衛隊の運用に必要な防衛庁長官の補佐機構等を設ける。
- （2）陸上、海上及び航空自衛隊の基幹部隊については、新たな脅威等により実効的に対処し得よう、新たな編成等の考え方を構築する。
- （3）国際社会の平和と安全のための活動を実効的に実施し得よう、所要の機能、組織及び装備を整備する。
- （4）将来の予測し難い情勢変化に備えるため、本格的な侵略事態に対処するための最も基盤的な部分は確保しつつも、我が国周辺地域の状況等を考慮し、

ア 陸上自衛隊については、対機甲戦を重視した整備構想を転換し、機動力等の向上により新たな脅威等に即応できる体制の整備を図る一方、戦車及び火砲等の在り方について見直しを行い適切に規模の縮小等を図る。

イ 海上自衛隊については、対潜戦を重視した整備構想を転換し、弾道ミサイル等新たな脅威等への対応体制の整備を図る一方、護衛艦、固定翼哨戒機の在り方について見直しを行い適切に規模の縮小等を図る。

ウ 航空自衛隊については、対航空侵攻を重視した整備構想を転換し、弾道ミサイル等新たな脅威等への対応体制の整備を図る一方、作戦用航空機等の在り方について見直しを行い適切に規模の縮小等を図る。

（経費の取り扱い）

- 3 BMDシステムの整備という大規模な事業の実施に当たっては、上記2に基づく自衛隊の既存の組織・装備等の抜本的な見直し、効率化を行うとともに、我が国の厳しい経済財政事情等を勘案し、

防衛関係費を抑制していくものとする。このような考え方の下、現中期防に代わる新たな中期防衛力整備計画を平成16年末までに策定し、その総額の限度を定めることとする。

#### (新たな防衛計画の大綱の策定)

- 4 新たな中期防衛力整備計画の策定の前提として、新たな安全保障環境を踏まえ、上記1及び2に述べた考え方に基づき、自衛隊の国際社会の平和と安定のための活動の位置付けを含む今後の防衛力の在り方を明らかにするため、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成7年11月28日安全保障会議及び閣議決定)に代わる新たな防衛計画の大綱を前もって策定する。

#### 資料25 「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」に関する内閣官房長官談話

(平成15年12月19日)

- 1 政府は、本日、安全保障会議及び閣議において、「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」を決定いたしました。本決定は弾道ミサイル防衛(BMD)システムの導入の考え方を明らかにするとともに、BMDシステムの導入や新たな安全保障環境を踏まえた我が国の防衛力の見直しの方向性を示すものであります。政府としては、本決定に基づき、平成16年末までに新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画を策定することとしております。
- 2 政府は、大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散が進展している状況の下、BMDシステムについて、近年関連技術が飛躍的に進歩し、我が国としても技術的に実現可能性が高いと判断し、また、BMDが専守防衛を旨とする我が国防衛政策にふさわしいものであることを踏まえ、我が国としてイージスBMDシステムとペトリオットPAC-3による多層防衛システムを整備することとしました。
- 3 BMDシステムの技術的な実現可能性については、米国における迎撃試験や各種性能試験等の結果を通じて、また、我が国独自のシミュレーションによっても、確認されています。したがって、これらのシステムは技術的信頼性が高く、米国も初期配備を決定したことなどにもみられるように、その導入が可能な技術水準に達しているものと判断されます。
- 4 BMDシステムは、弾道ミサイル攻撃に対し、我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段として、専守防衛の理念に合致するものと考えております。したがって、これは周辺諸国に脅威を与えるものではなく、地域の安定に悪影響を与えるものではないと考えております。
- 5 集団的自衛権との関係については、今回我が国が導入するBMDシステムは、あくまでも我が国を防衛することを目的とするものであって、我が国自身の主体的判断に基づいて運用し、第三国の防衛のために用いられることはないことから、集団的自衛権の問題は生じません。なお、システム上も、迎撃の実施に当たっては、我が国自身のセンサでとらえた目標情報に基づき我が国自身が主体的に判断するものとなっています。
- 6 BMDシステムの運用にかかる法的な考え方としては、武力攻撃としての弾道ミサイル攻撃に対する迎撃は、あくまでも武力攻撃事態における防衛出動により対応することが基本です。なお、弾道ミサイルの特性等にかんがみ、適切に対応し得るよう、法的措置を含む所要の措置を具体的に検討する考えです。
- 7 現在実施中の日米共同技術研究は、今回導入されるシステムを対象としたものではなく、より将来的な迎撃ミサイルの能力向上を念頭においたものであり、我が国の防衛に万全を期すためには引き続き推進することが重要です。なお、その将来的な開発・配

備段階への移行については、今後の国際情勢等を見極めつつ、別途判断を行う考えです。

- 8 我が国としては、BMDについて、今後とも透明性を確保しつつ国際的な認識を広げていくとともに、米国とも技術面や運用面等において一層の協力を行い、我が国の防衛と大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散の防止に万全を期すべく努めていく所存です。

#### 資料26 「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発」に関する内閣官房長官談話

(平成17年12月24日)

- 1 政府は、本日の安全保障会議決定及び閣議決定を経て、弾道ミサイル防衛(BMD)用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発に着手することを決定いたしました。
- 2 政府としては、大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散が進展している状況において、BMDシステムが弾道ミサイル攻撃に対して、我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であり、専守防衛を旨とする我が国防衛政策にふさわしいものであることから、平成11年度から海上配備型上層システムの共同技術研究に着手し、推進してきたところです。これは、平成16年度から整備に着手したBMDシステムを対象としたものでなく、より将来的な迎撃ミサイルの能力向上を念頭においたものであり、我が国の防衛に万全を期すために推進してきたものであります。
- 3 「中期防衛力整備計画(平成17年度～平成21年度)について」(平成16年12月10日安全保障会議及び閣議決定)においては、「その開発段階への移行について検討の上、必要な措置を講ずる」とされておりますが、これまで実施してきた日米共同技術研究の結果、当初の技術的課題を解決する見通しを得たところであり、現在の国際情勢等において、今後の弾道ミサイルの脅威への対処能力を確保するためには、依然として厳しい財政事情を踏まえつつ、BMD用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発を効率的に推進することが適切であると考えております。なお、同ミサイルの配備段階への移行については、日米共同開発の成果等を踏まえ、判断することとします。
- 4 武器輸出三原則等との関係では、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成16年12月10日安全保障会議及び閣議決定)の内閣官房長官談話において、「弾道ミサイル防衛システムに関する案件については、日米安全保障体制の効果的な運用に寄与し、我が国の安全保障に資するとの観点から、共同で開発・生産を行うこととなった場合には、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらないこと」としております。また、武器の輸出管理については、武器輸出三原則等によって立つ平和国家としての基本理念にかんがみ、今後とも引き続き慎重に対処するとの方針を堅持します。これらを踏まえ、本件日米共同開発において米国への供与が必要となる武器については、武器の供与のための枠組みを今後米国と調整し、厳格な管理の下に供与することとします。
- 5 我が国としては、BMDについて、今後とも透明性を確保しつつ国際的な認識を広げていくとともに、米国とも政策面、運用面、装備・技術面における協力を一層推進させ、我が国の防衛と大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散の防止に万全を期すべく努めていく所存です。

**資料27** 自衛隊法第82条の2第3項に規定する弾道ミサイル等に対する破壊措置に関する緊急対処要領

(平成19年3月23日)  
閣議決定

自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「法」という。）第82条の2第3項及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号。以下「令」という。）第104条の2の規定に基づき、同項に規定する弾道ミサイル等（法第82条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。）に対する破壊措置に関する緊急対処要領を次のように定める。

なお、この要領は、航空自衛隊航空総隊中部航空方面隊第1高射群（以下「第1高射群」という。）にペトリオット・ミサイルPAC-3を配備することによる現時点における我が国の弾道ミサイル防衛に関する能力を前提として定めたものであり、今後、その能力の向上等により、必要に応じ変更するものとする。

**1 防衛大臣が法第82条の2第3項の規定による命令を発する場合及びこの場合において同項に規定する緊急の場合に該当することの認定に関し必要な事項（令第104条の2第1号関係）**

**(1) 防衛大臣が法第82条の2第3項の規定による命令を発する場合**

防衛大臣が法第82条の2第3項の規定による命令を発する場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

ア 外国において弾道ミサイルが発射された疑いがあり、又は発射されるおそれがあると認める場合であって、その時点では、発射の目的、その能力等が明らかでないため、当該弾道ミサイルが我が国に飛来するおそれがあるとまでは認められないとき。

イ 外国において打ち上げられた人工衛星打上げ用ロケットその他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体（航空機を除く。）が事故その他により落下するおそれがあると認める場合であって、その時点では、事故の場所、態様等が明らかでないため当該物体が我が国に飛来するおそれがあるとまでは認められないとき。

**(2) 緊急の場合に該当することの認定に関し必要な事項**

緊急の場合に該当することの認定は、我が国の弾道ミサイル防衛システムにより弾道ミサイル等が我が国に向けて飛来することを確認することにより行うものとする。

**2 法第82条の2第3項の規定による措置の対象とする弾道ミサイル等の範囲及びその破壊方法（令第104条の2第2号関係）**

**(1) 弾道ミサイル等の範囲**

次に掲げるもののいずれかに該当するものであって、1（2）の定めるところにより我が国に向けて飛来することが確認されたものとする。

ア 弾道ミサイル

イ 人工衛星打上げ用ロケット

ウ 人工衛星

エ その他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であって、航空機以外のもの

**(2) 弾道ミサイル等の破壊方法**

法第93条の2の規定に基づき、第1高射群に配備されているペトリオット・ミサイルPAC-3を発射し、我が国領域又は我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）の上空において破壊するものとする。

**3 法第82条の2第3項の規定による措置を実施する自衛隊の部隊の行動の範囲（令第104条の2第3号関係）**

防衛大臣から法第82条の2第3項の規定による措置をとるべき旨を命ぜられた自衛隊の部隊（以下「実施部隊」という。）の行動の範囲は、我が国領域並びに我が国周辺の公海及びその上空とする。

ただし、第1高射群の行動の範囲については、上記の範囲のうち、首都圏における弾道ミサイル等の落下による被害を防止するために行動することが必要と認められる範囲であって、防衛大臣が法第82条の2第3項の規定による命令で定めるものとする。

**4 法第82条の2第3項の規定による措置を実施する自衛隊の部隊の指揮に関する事項（令第104条の2第4号関係）**

実施部隊は、第1高射群、航空警戒管制部隊その他事態に応じ防衛大臣が必要と認める部隊とし、航空総隊司令官の指揮下に置かれるものとする。

実施部隊の運用に係る防衛大臣の指揮は、統合幕僚長を通じて行い、これに関する防衛大臣の命令は、統合幕僚長が執行するものとする。

**5 関係行政機関との協力に関する事項（令第104条の2第5号関係）**

防衛省は、1（2）に定めるところにより弾道ミサイル等が我が国に向けて飛来することを確認した場合には、関係行政機関（内閣官房、警察庁、消防庁、外務省、水産庁、国土交通省、海上保安庁その他事態に応じ防衛大臣が必要と認める行政機関をいう。以下同じ。）に対し、直ちにその旨並びに当該弾道ミサイル等の落下が予測される地域及び時刻を伝達するものとする。

また、防衛省は、実施部隊が当該弾道ミサイル等を破壊する措置をとった場合には、関係行政機関に対し、直ちにその破壊の状況を伝達するものとする。

このほか、防衛省は、関係行政機関の求めに応じ所要の協力を行うものとする。

**6 法第82条の2第3項の規定による命令が発せられている場合において同条第1項に規定する弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれが認められたときにとるべき措置に関する事項（令第104条の2第6号関係）**

防衛大臣は、法第82条の2第3項の規定による命令が発せられている場合において同条第1項に規定する弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれが認められたときは、同項の規定により、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し弾道ミサイル等を破壊する措置をとるべき旨を命ずるとともに、同条第3項の規定による命令を解除するものとする。

資料28 自衛隊の主な行動

区分	対象となる事態	行動の要件など	認められる主な権限など
防衛出動 〔自衛隊法 第76条〕	外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合	①命令権者：内閣総理大臣 ②国会の承認：必要（原則として事前承認）	○ 武力の行使（自衛権発動の三要件を満たす場合に限る） ○ 公共の秩序維持のための権限（治安出動時と同じ） ○ その他（海上保安庁の統制、緊急通行、物資の収用、海上輸送規制、捕虜等の取扱いなど）
防衛施設構築の措置 〔自衛隊法 第77条の2〕	事態が緊迫し防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認められる地域（展開予定地域）があるとき	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：必要（対処基本方針の閣議決定後）（注1） ③その他：内閣総理大臣の承認	○ 展開予定地域内における陣地・その他の防御のための施設の構築 ○ 自己等防護のための武器使用
防衛出動下令前の行動 関連措置 〔自衛隊法 第77条の3〕	事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予測される場合	①命令権者：（物品提供）防衛大臣又はその委任を受けた者、（役務提供）防衛大臣 ②国会の承認：（物品提供）不要、（役務提供）必要（対処基本方針の閣議決定後）（注1）	○ 米軍行動関連措置法に基づく行動関連措置としての米軍への物品の提供 ○ 行動関連措置としての役務の提供 ○ 自己等防護のための武器使用
国民保護等派遣 〔自衛隊法 第77条の4〕	国民保護法の規定に基づき都道府県知事から要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は武力攻撃事態等対策本部長（又は緊急対処事態対策本部長）から同法の規定による求めがあったとき	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：内閣総理大臣の承認	○ 警職法（注2）の一部準用（避難、犯罪の予防・制止、立入、武器使用）（警察官等がその場にいない場合のみ） ○ 海上保安庁法の一部準用（付近にある人及び船舶に対する協力要請）
命令による 治安出動 〔自衛隊法 第78条〕	間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合	①命令権者：内閣総理大臣 ②国会の承認：必要（出動命令から20日以内に付議）	○ 警職法の準用（質問、避難、犯罪の予防・制止、武器使用など） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査、武器使用など） ○ 警護又は鎮圧のための武器使用 ○ 海上保安庁の統制
治安出動下令前 に行う情報収集 〔自衛隊法 第79条の2〕	事態が緊迫し治安出動命令が発せられること及び小銃、機関銃などの武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において、情報収集を行うための特別の必要があると認められる場合	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：国家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承認を得る	自己等防護のための武器使用
要請による 治安出動 〔自衛隊法 第81条〕	都道府県知事が治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認め、かつ内閣総理大臣が事態やむを得ないと認める場合	①命令権者：内閣総理大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：都道府県公安委員会と協議の上、都道府県知事が内閣総理大臣に要請	○ 警職法の準用（質問、避難、犯罪の予防・制止、武器使用など） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査、武器使用など） ○ 警護又は鎮圧のための武器使用
警護出動 〔自衛隊法 第81条の2〕	自衛隊の施設又は在日米軍施設・区域において、大規模なテロ攻撃が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合	①命令権者：内閣総理大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴き、防衛大臣と国家公安委員会とが協議する	○ 警職法の一部準用（質問、避難などの措置、立入（以上は警察官がその場にいない場合のみ）、犯罪の予防・制止、武器使用） ○ 警護する施設の大規模破壊を防ぐための武器使用
海上における 警備行動 〔自衛隊法 第82条〕	海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：内閣総理大臣の承認	○ 警職法の一部準用（武器使用） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査、武器使用など）
弾道ミサイル等 に対する破壊措置 〔自衛隊法 第82条の2〕	弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるとき	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要（事後報告） ③その他：内閣総理大臣の承認（緊急の場合にそなえ、総理の承認を受けた緊急対処要領に従いあらかじめ命令できる）	○ 弾道ミサイル等の破壊のための武器の使用
災害派遣 〔自衛隊法 第83条〕	天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認める場合（注3）	①命令権者：防衛大臣又はその指定する者 ②国会の承認：不要 ③その他：都道府県知事その他政令で定める者の要請（ただし、その事態に照らし特に緊急を要し要請を待つとまがないと認めるときを除く）	○ 警職法の一部準用（避難、立入など。警察官がその場にいない場合に限る） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請） ○ 災害対策基本法に規定する権限（警戒区域の設定、緊急通行車両の通行確保など。市町村長、警察官等がその場にいない場合に限る）

区 分	対象となる事態	行動の要件など	認められる主な権限など
地震防災派遣 〔自衛隊法 第83条の2〕	地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると地震災害警戒本部長が認める場合（大規模地震対策特別措置法第13条第2項）	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：地震災害警戒本部長（内閣総理大臣）の要請	○ 警職法の一部準用（災害派遣時と同じ） ○ 海上保安庁法の一部準用（災害派遣時と同じ）
原子力災害派遣 〔自衛隊法 第83条の3〕	緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると原子力災害対策本部長が認める場合（原子力災害対策特別措置法第20条第4項）	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の要請	○ 警職法の一部準用（災害派遣時と同じ） ○ 海上保安庁法の一部準用（災害派遣時と同じ） ○ 災害対策基本法に規定する権限（災害派遣時と同じ）
領空侵犯に対する措置 〔自衛隊法 第84条〕	外国の航空機が国際法規又は航空法その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したとき	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要	領空侵犯機を着陸させ又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置（誘導、無線などによる警告、武器使用など）（注4）
機雷等の除去 〔自衛隊法 第84条の2〕		①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要	○ 海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理
在外邦人等の輸送 〔自衛隊法 第84条の3〕	外国における災害、騒乱その他の緊急事態	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：外務大臣から生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼	○ 自己等防護のための武器使用
後方地域支援等 〔自衛隊法第84条の4、 周辺事態安全確保法 及び船舶検査活動法〕	我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態	①命令権者：（物品提供）防衛大臣又はその委任を受けた者（役務提供、後方地域捜索救助活動、船舶検査活動）防衛大臣 ②国会の承認：必要（原則として対応措置の実施前） ③その他：内閣総理大臣の承認（基本計画に従い定められた実施要項につき）	○ 後方地域支援としての物品及び役務の提供、後方地域捜索救助活動、船舶検査活動 ○ 自己等防護のための武器使用
国際緊急援助活動 〔自衛隊法第84条の4 及び国際緊急援助隊 法〕		①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：被災国政府等より国際緊急援助隊派遣の要請及び外務大臣との協議	○ 部隊等又は隊員による国際緊急援助活動及び当該活動を行う人員又は当該活動に必要な物資の輸送
国際平和協力業務 〔自衛隊法第84条の4 及び国際平和協力法〕	国際平和協力法に適合する範囲で国際連合から要請された場合	①命令権者：国際平和協力本部長（内閣総理大臣） ②国会の承認：平和維持隊の本体業務を自衛隊の部隊等が行う場合は必要 ③その他：本体業務以外は閣議により決定	○ 部隊等による国際平和協力業務及び委託に基づく輸送 ○ 自己等防護のための武器使用
補給支援特措法に基づく活動 〔自衛隊法附則第8項 第1号及び補給支援 特措法第5条〕		①命令権者：（物品の提供の場合）防衛大臣又はその委任を受けた者（役務の提供の場合）防衛大臣 ②国会の承認：不要（実施計画の決定、変更又は活動が終了したときは国会に報告）	○ 部隊等による補給支援活動としての物品及び役務の提供 ○ 自己等防護のための武器使用
イラク特措法に基づく活動 〔自衛隊法附則第8項 第2号及びイラク 特措法第8条〕		①命令権者：（物品の提供の場合）防衛大臣又はその委任を受けた者（役務の提供の場合）防衛大臣 ②国会の承認：必要	○ 部隊等による対応措置としての物品及び役務の提供 ○ 自己等防護のための武器使用

（図中の権限などについては、すべて法律に規定されている）

（注）1 防衛施設構築の措置及び防衛出動下令前の行動関連措置としての役務の提供に関して内閣総理大臣が行う承認は、対処基本方針に記載し、国会の承認を求めることとされている（武力攻撃事態対処法第9条）。

2 警察官職務執行法の略

3 このほか、庁舎、営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は、部隊等を派遣できる（第83条第3項。いわゆる近傍派遣）。

4 武器使用について明文の規定はないが、「必要な措置」の中に含まれると解される。

資料29 自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力の行使及び武器使用に関する規定

行動類型など	条 文	内 容
領空侵犯に 対する処置	自衛隊法第84条	領空侵犯機を着陸させ又は我が国の領域の上空から退去させるため「必要な措置」として正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合に武器の使用が可能と解される。
治安出動	自衛隊法第89条第1項	治安出動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。
	自衛隊法第90条第1項	治安出動を命ぜられた自衛官について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する人などが暴行・侵害を受け又は受けようとする明白な危険がある場合などにおいて、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない場合などの武器の使用を規定。
	自衛隊法第91条第2項	治安出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、一定の要件を満たした船舶を停船させるための武器の使用を規定した海上保安庁法第20条第2項を準用。
警護出動	自衛隊法第91条の2第2項	警護出動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。
	自衛隊法第91条の2第3項	警護出動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器の使用を規定。
防衛出動	自衛隊法第88条	防衛出動を命ぜられた自衛隊は、我が国を防衛するため、必要な武力を行使できる。
	自衛隊法第92条第2項	防衛出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が公共の秩序の維持のために行う職務の執行について、警察官職務執行法第7条、自衛隊法第90条第1項、海上保安庁法第20条第2項を準用。
等派遣 国民保護	自衛隊法第92条の3第2項	国民保護等派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、警察官又は海上保安官若しくは海上保安官補がその場にいない場合に限り警察官職務執行法第7条を準用。
防衛施設構築 の措置	自衛隊法第92条の4	防衛施設構築の措置の職務に従事する自衛官について、展開予定地域内において、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
前出動 情報収集	自衛隊法第92条の5	治安出動下令前に行う情報収集の職務に従事する自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
海上警備 行動	自衛隊法第93条第1項	海上における警備行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。
	自衛隊法第93条第3項	海上における警備行動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、一定の要件を満たした船舶を停船させるための武器の使用を規定した海上保安庁法第20条第2項を準用。
等の破壊 弾道ミサイル 措置	自衛隊法第93条の2	我が国に飛来する弾道ミサイル等の破壊措置を命ぜられた自衛隊の部隊について、必要な武器の使用を規定。
の輸送 在外法人など	自衛隊法第94条の5	在外邦人などの輸送に従事する自衛官について、自己、若しくは自己と共にその輸送の職務に従事する隊員又はその保護の下に入った輸送の対象である邦人若しくは外国人の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
防衛 武器などの 防護	自衛隊法第95条	自衛隊の武器などを職務上警護する自衛官について、その武器などを防護するため必要であると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
施設の警護	自衛隊法第95条の2	本邦内にある一定の要件を満たす自衛隊の施設を職務上警護する自衛官について、その職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
部内 秩序維持	自衛隊法第96条第3項	部内の秩序維持に専従する自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。

条 文	内 容
米軍行動関連措置法第12条	行動関連措置としての役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合に、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度での武器の使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
海上輸送規制法第37条	海上輸送規制法に規定する措置を命ぜられた海上自衛隊の部隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。その他、停船を繰り返し命じても当該船舶の乗組員等がこれに応ぜず、なお自衛官の職務の執行に抵抗し、又は逃亡しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他の手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるときは、艦長等の命令により、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度での武器の使用を規定。
捕虜取扱い法第152条	防衛出動を命ぜられた自衛官が拘束措置を行う場合について、また、捕虜等警備自衛官について、その職務の執行に関し、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度における武器の使用を規定。正当防衛又は緊急避難など一定の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
国際平和協力法第24条 ～国際平和協力業務	国際平和協力業務に従事する自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、国際平和協力隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
周辺事態安全確保法第11条 ～後方地域支援など	後方地域支援としての役務の提供又は後方地域捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用について規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
船舶検査活動法第6条 ～船舶検査活動	船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
補給支援特措法第8条 ～補給支援活動	補給支援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
イラク人道復興支援特措法第17条 ～人道復興支援活動など	人道復興支援活動などを命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、イラク復興支援職員若しくは、その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命、身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。

## はじめに

我が国に対する外部からの武力攻撃に対処するための基本的事項を定めた事態対処法が平成15年6月に成立し、これを受けて、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために必要な事項を定めた国民保護法が平成16年6月に成立した。一方、我が国に直接脅威が及ぶことを防止・排除すること及び国際的な安全保障環境を改善して我が国に脅威が及ばないようにすることを我が国の安全保障の目標として掲げた「防衛計画の大綱」が平成16年12月に閣議決定された。このような背景を踏まえ、国民保護法第32条の規定に基づき基本指針を定める。

## 第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護法その他の法令、基本指針並びに国民保護計画及び国民保護業務計画に基づき、次の点に留意しつつ、万全の国民保護措置を的確かつ迅速に実施

- ① 基本的人権を尊重し、国民の自由と権利への制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に実施
- ② 国民の権利利益の迅速な救済が可能となるようその手続に係る処理体制の確保及び文書の適切な管理を実施
- ③ 武力攻撃等の状況等について、正確な情報を適時適切に国民に提供
- ④ 国、地方公共団体、指定公共機関等関係機関相互の連携協力体制の確保、自衛隊の部隊等による国民保護等派遣の要請など地方公共団体と防衛省・自衛隊との連携
- ⑤ 啓発の実施、消防団及び自主防災組織の充実活性化、ボランティアへの支援を通じた国民の協力
- ⑥ 日本赤十字社の自主性を尊重、放送事業者の言論その他表現の自由特に配慮、指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性を尊重
- ⑦ 警報の伝達、避難誘導、救援等については、高齢者、障害者等特に配慮を要する者の保護について留意。外国人の安否情報の収集等については、国際人道法的確な実施を確保
- ⑧ 国民保護措置を実施する者、運送事業者、医療関係者、生活関連等施設の管理者及び従事者並びに国民保護措置の実施に協力する者等の安全の確保に十分配慮
- ⑨ 内閣総理大臣が避難の指示等の指示を行ってもなお関係都道府県知事が所要の措置を行うことができないとき等の内閣総理大臣の是正措置

## 第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項

武力攻撃事態の想定については一概に言えないが、次の4類型を想定。これらの事態は複合して起こることが想定されるが、それぞれの類型に応じその特徴等を整理

- ① 着上陸侵攻
  - ・ 事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要
  - ・ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲に渡ることを想定
- ② グリラや特殊部隊による攻撃
  - ・ 事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定
  - ・ 攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施
- ③ 弾道ミサイル攻撃
  - ・ 発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難。発射後極め

て短時間で着弾

- ・ 迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要。屋内への避難が中心

## ④ 航空攻撃

- ・ 航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難なため、屋内への避難等を広範囲に指示することが必要

## 第3章 実施体制の確立

- (1) 国、地方公共団体及び指定公共機関等は、各部局の事務分担、職員の配置等を国民保護計画等で定めるなど、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための体制を整備。国及び地方公共団体は、研修制度の充実など人材育成に努めること

地方公共団体は、防災に関する体制を活用しつつ、国民保護措置を実施する体制を整備。特に都道府県においては、防災体制と併せて担当職員による当直等24時間即応可能な体制の確保に努めること。また、市町村においては、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化に努めること

- (2) 国の対策本部と地方公共団体の対策本部等が連携して、万全の国民保護措置を実施

内閣総理大臣は、特定の地域における対策が必要であると認めるときは、現地対策本部を設置。現地対策本部は、都道府県対策本部との連絡調整を一元的に実施

## 第4章 国民の保護のための措置に関する事項

## 1 住民の避難に関する措置

- (1) 警報は、武力攻撃事態等の現状及び予測、武力攻撃が迫っている地域等を、可能な限りわかりやすく簡潔な表現で文書をもって発令

警報の通知は、防災行政無線を中心に、総合行政ネットワーク等の公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用。警報の伝達に際しては、武力攻撃が迫り、又は現に発生したと認められる地域に原則としてサイレンを使用して警報を広く周知

市町村は、自主防災組織や町内会等の自発的な協力を得るなどして、各世帯等に警報を伝達。この場合、高齢者、障害者等に対する伝達にも配慮すること

放送事業者である指定公共機関等は、警報の内容を速やかに放送

- (2) 対策本部長は、事態の状況等を総合的に勘案し、特定の地域の住民の避難が必要と判断した場合には、関係都道府県知事に対して避難措置を指示

対策本部長は、都道府県の区域を越える避難措置の指示を行う場合には、関係都道府県から意見を聴取し、国の方針として具体的な要避難地域等について避難措置を指示

- (3) 避難に当たって配慮すべき事項は、次のとおり

- ・ 大都市の住民の避難については、多数の住民を遠方に短期間で避難させることは極めて困難であることから、都道府県知事は、十分な避難施設の把握及び指定に努め、対策本部長は、直ちに近傍の屋内施設に避難するよう指示することを基本とし、その後の事態の推移に応じて適切に指示

- ・ 離島の住民の避難については、国土交通省は、地方公共団体による運送の求めが円滑に行われるよう、航空機等の使用状況を調査し、必要な支援を実施

- ・ 原子力事業所周辺地域における住民の避難については、対策本部長が、事態の推移に応じて、適切に避難措置を指示

- ・ 自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、国及び地方公共団体は、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、平素から密接な連携を図るとともに、武

力攻撃事態等において地方公共団体が住民の避難に関する措置をことができるよう、国は必要な調整を実施

- ・半島・中山間地域や原子力事業所近接地域等においては、避難の指示を行うに当たり、都道府県知事は、地域の交通事情等を勘案した上で、自家用車等を交通手段として示すことができること
  - ・弾道ミサイル攻撃など武力攻撃事態の類型に応じて、避難に当たって国民が留意しておくべき事項を整理し、地方公共団体の協力を得つつ、国民に周知
  - ・NBC攻撃の際に避難住民を誘導する場合は、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため帽子、マスク等を着用させること。核攻撃等の場合には、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用をすること等を指示、生物剤又は化学剤による攻撃の場合には、武力攻撃が行われた場所等から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋等に避難するよう指示
- (4) 避難措置の指示を受けた都道府県知事は、市町村長を経由して、要避難地域の住民に対して直ちに避難を指示。この場合、地理的特性等を踏まえ、国道・都道府県道等の主要な避難経路、電車・バス等の交通手段等を示すこと。地方公共団体は、避難住民の運送のための手段を確保できるよう運送事業者である指定公共機関等と緊密に連絡

市町村長は、市町村防災行政無線、広報車等を活用し、避難の指示の住民への伝達に努めること

放送事業者である指定公共機関等は、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送

- (5) 市町村長は、避難の指示があったときは、国民保護計画やあらかじめ作成した避難実施要領のパターン等に基づいた避難実施要領を策定し、避難住民を誘導
- 市町村長は、高齢者、障害者等の避難を適切に行うため、これらの者が滞在する施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて、避難誘導を適切に実施するため必要となる措置を要請
- 市町村の職員・消防機関のみでは十分な対応が困難であると認める場合は、警察官、海上保安官又は自衛官による避難住民の誘導を要請

## 2 避難住民等の救援に関する措置

- (1) 対策本部長の避難住民等の救援の指示を受けた都道府県知事は、収容施設の供与、食品の給与、生活必需品の給与等の必要と認める救援を実施。事態に照らし緊急を要する場合は、指示を待たずに救援を実施。この場合、高齢者、障害者等への適切な救援に配慮
- (2) 都道府県は、避難所を開設し、避難住民等の健康状態や生活環境、プライバシーの確保等に配慮し、適切に運営管理
- 食品、飲料水、寝具等については、災害時における調達方法を参考に、あらかじめ供給・調達体制の整備に努めること
- 国は、必要に応じ、又は関係都道府県知事からの支援の求めに基づき、医薬品、食品、生活必需品、燃料等の供給を行うほか、関係業界団体の協力を得る等により、その供給を確保。特に、離島地域における食品、生活必需品等の供給確保に国は特段の配慮をすること

関係都道府県は、大規模な武力攻撃災害の発生により多数の傷病者が発生している場合等においては、必要に応じ、臨時の医療施設を開設するとともに、救護班を編成し、派遣を実施。厚生労働省等は、必要に応じ、医師を確保し救護班を編成。防衛省は、関係都道府県知事の要請又は対策本部長の求めに応じ、衛生部隊

を派遣

- (3) 国、都道府県等は、武力攻撃災害が発生した場合、あらかじめNBC攻撃も想定しつつ備蓄した医薬品、医療資機材等を活用
- (4) NBC攻撃による災害の場合の医療については、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、救急医療チームの派遣、医薬品・医療機器等の提供等の必要な医療活動について、都道府県の協力も得つつ、適切に実施。生物剤による攻撃の場合には、医療関係者に対してワクチン接種などの所要の防護措置を講じ、治療及びまん延防止に努めること。化学剤による攻撃の場合には、可能な限り早期に患者を除染するなどの措置を実施
- (5) 安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護及び報道の自由に配慮すること

地方公共団体の長は、避難住民や入院患者等の安否情報を収集整理。その他の執行機関は、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力

総務大臣又は地方公共団体の長は、安否情報について照会があったときは、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき等を除き、安否情報を提供

指定行政機関、指定公共機関等その他の関係機関は、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めること。

総務大臣及び地方公共団体の長は、日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集整理に協力

## 3 武力攻撃災害への対処に関する措置

- (1) 国は、自ら必要な措置を講ずるほか、対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、武力攻撃災害への対処に関する措置の実施について、その方針を示した上で、直ちに指示
- 都道府県知事は、自ら武力攻撃災害を防除及び軽減することが困難であると認めるときは、対策本部長に対し、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の専門の部隊の派遣等必要な措置の実施を要請
- (2) 都道府県知事は、住民の危険防止のため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令し、必要に応じ、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を実施
- 放送事業者である指定公共機関等は、緊急通報の内容を速やかに放送

- (3) 生活関連等施設の所管省庁及び都道府県は、その所管する生活関連等施設又はその区域内に所在する生活関連等施設をあらかじめ把握

生活関連等施設の所管省庁は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と連絡をとりつつ、その所管する施設の種類ごとに、施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めること

内閣総理大臣は、生活関連等施設及びその周辺地域の安全確保のため必要があると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、警備の強化、周辺住民の避難等の措置を実施

都道府県知事は、武力攻撃事態等においては、生活関連等施設のうちその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所）について、速やかに立入制限区域の指定を行うよう都道府県公安委員会等に要請

- (4) 原子力事業所については、生活関連等施設としての安全確保措置を講ずるほか、次の点に留意
- ・内閣総理大臣は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報がなされた場合には、安全の確保に留意しつつ、直ちに現地対策本部を設置。現地対策本部は、原則としてオフサイト

センターに設置。現地对策本部は、地方公共団体とともに、武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織。協議会は、現地对策本部長が主導的に運営

- ・武力攻撃事態等において、原子力事業者は、直ちに原子炉の運転停止に向けて必要な措置を実施。警報発令対象地域において、経済産業大臣は、直ちに原子炉の運転停止を命令。地域を定めず警報が発令された場合は、経済産業大臣は、脅威の程度、内容等を判断し、必要と認める原子炉の運転停止を命令。原子力事業者は、特に緊急を要する場合は、自らの判断により原子炉の運転を停止。原子炉の運転停止の際は、国及び原子力事業者は、電力供給の確保等に必要な措置を実施

- (5) NBC攻撃による災害が発生した場合、内閣総理大臣は、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮して、迅速な情報収集、被災者の救助、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を実施。緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力を要請

内閣総理大臣の指揮及び都道府県知事からの協力要請等により、消防機関、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊は、対処のために必要な措置を実施。この際、防護服の着用など所要の安全を図るための措置を講じた上で対処を実施。生物剤による攻撃の場合にはワクチン接種等の防護措置を講じた上で対処措置を実施。

パニック防止のため災害の状況等を広報。生物剤による攻撃の場合には、ワクチン接種に関する情報等を広報し、厚生労働大臣は、必要に応じて、都道府県知事に予防接種を指示

都道府県知事は、建物への立入制限、交通の制限等の措置を講じようとするときは、関係都道府県知事、関係都道府県警察等の関係機関と連絡調整

厚生労働大臣又は都道府県知事は、NBC攻撃により生活用水が汚染された場合は、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水制限等の措置を講ずるよう命令

- (6) 消防庁長官は、武力攻撃災害防衛のため消火活動及び救助・救急活動を的確かつ迅速に講じられるようにするため特に必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、消火活動及び救助・救急活動について指示

厚生労働省は、武力攻撃事態等において生物剤を用いた攻撃等により感染症が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、当該感染症を指定感染症として指定し、感染症法上の措置を実施

環境省は、大規模な武力攻撃災害に伴って大量の瓦礫等の廃棄物が発生した場合等には、廃棄物処理の特例を定め、廃棄物を迅速に処理

文化庁長官は、重要文化財等の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、所有者等に対し、所在場所の変更等の措置を命令又は勧告するとともに、所有者等が支援を求めた場合には必要な支援を実施

#### 4 国民の保護のための措置全般についての留意事項

- (1) 電気通信事業者は、国、地方公共団体及び指定公共機関等の国民保護措置の実施に係る関係機関の重要通信を優先的に確保
- (2) 国及び地方公共団体は、安全性を考慮しつつ、運送事業者である指定公共機関等と協議の上、避難住民・緊急物資の運送を実施する体制の整備に努めること
- (3) 都道府県警察は、武力攻撃事態等において避難住民の運送、緊急物資の運送等のルートを確認するため、一般車両の通行禁止等の交通規制を実施
- (4) 関係地方公共団体は、関係機関等の協力を得ながら、国民、

企業等からの救援物資の受入・配送体制の整備に努めること

- (5) 国は、赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する基準、手続等を定め、これに基づき、指定行政機関の長等許可権者は、必要に応じ、具体的な交付等に関して必要な要綱を作成

#### 5 国民生活の安定に関する措置

- (1) 国及び地方公共団体等は、国民生活の安定のため、生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予、通貨及び金融の安定、教育の確保、雇用の維持等に必要な措置を実施
- (2) 地方公共団体等は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を、指定公共機関等は、それぞれ電気・ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置、旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置、臨時回線の設定等通信を確保するために必要な措置、郵便及び信書便を確保するために必要な措置等を実施
- (3) 国、地方公共団体及び指定公共機関等は、安全の確保に配慮した上で、それぞれの所管する施設及び設備について応急復旧を実施

#### 6 武力攻撃災害の復旧に関する措置

国は、武力攻撃災害による被災の状況等を勘案しつつ、迅速な復旧に向けて必要な措置を実施。また、武力攻撃災害の復旧に関する措置に係る財政上の措置について、政府は、速やかに法整備のための所要の措置を実施

#### 7 訓練及び備蓄

- (1) 国及び地方公共団体は、実践的な訓練と訓練後の評価の実施に努めること。指定公共機関等は、自主的に国民保護訓練を実施するとともに、国又は地方公共団体が実施する訓練へ参加するよう努めること。また、防災訓練との有機的な連携に配慮
- (2) 国、地方公共団体及び指定公共機関等は、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、物資・資材の供給要請先等の確実な把握等に努めること

国は、NBC攻撃による武力攻撃災害への対処のため特別に必要な化学防護服、特殊な薬品等の物資・資材の整備又は調達体制の整備等に努めること

地方公共団体は、防災のための備蓄物資・資材を活用できるようにするとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資・資材を備蓄し、又は調達体制を整備

#### 第5章 緊急対処事態への対処

- (1) 武力攻撃に準ずるテロ等の事態においても武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置を実施するため、このような事態を緊急対処事態とし、緊急対処保護措置を実施。緊急対処事態としては、次の事態を想定

- ①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態  
(原子力事業所等の破壊、石油コンビナートの爆破等)
- ②多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態  
(ターミナル駅や列車の爆破等)
- ③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態  
(炭疽菌やサリンの大量散布等)
- ④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態  
(航空機による自爆テロ等)

- (2) 国は、緊急対処事態対策本部が設置されたときは、地方公共団体及び指定公共機関等と連携協力して、緊急対処事態対策本部を中心に万全の緊急対処保護措置を実施

内閣総理大臣は、特定地域において現地対策本部を設置する必要があると認めるときは、現地対策本部を設置。現地対策本部は、都道府県対策本部との連絡調整を一元的に実施

- (3) 緊急対処保護措置については、基本指針第1章から第4章までに定める基本的な方針等及び国民保護措置等について準じた措置を実施

ただし、緊急対処事態における警報の通知・伝達の範囲については、対策本部長が緊急対処事態における攻撃の被害又は影響が及ぶ範囲を勘案して決定

## 第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続

国民保護計画及び国民保護業務計画の作成・変更に当たっては、広く関係者の意見を求めるよう努めること。指定公共機関等は、業務に従事する者等の意見を聴く機会に配慮

### 資料31 防衛省国民保護計画のポイント

本計画は、国民保護法第33条第1項等の規定により、国民の保護に関する基本指針に基づき、全ての指定行政機関が作成するもの。

#### 1 基本的考え方

自衛隊は、武力攻撃事態においては、主たる任務である武力攻撃の排除を全力で実施するとともに、国民保護措置については、これに支障の生じない範囲で、住民の避難・救援の支援や武力攻撃災害への対処を可能な限り実施。

#### 2 実施体制等

- (1) 平素から、省内の連絡調整体制、隊員の非常参集態勢等を整備。  
 (2) 武力攻撃事態等においては、大臣は必要に応じて開催される防衛会議の助言の下、必要な対処を指示。そのため要員の増強等による大臣の補佐体制を確立するとともに、部隊等において、国

民保護措置の実施も想定しつつ、即応態勢を確立（隊員の勤務態勢の強化、装備品・資器材の点検・整備等）。

## 3 国民保護措置の実施手続

- (1) ①都道府県知事からの要請を受け事態やむを得ないと認める場合、②対策本部長の求めがある場合は、大臣は、総理の承認を得て、部隊等に「国民保護等派遣」を命令し実施。  
 (2) 都道府県知事から支援依頼を受け必要と判断する場合等は、大臣は、「防衛出動・治安出動」を命ぜられた部隊等の全部又は一部により実施。

## 4 国民保護措置の内容

- (1) 住民の避難  
 必要な情報を収集・提供するとともに、関係機関と連携して、避難住民の誘導や運送を実施。この他、自衛隊の駐屯地・基地や在日米軍施設内の避難のための通行に係る調整・手続の実施等。  
 (2) 避難住民等の救援  
 人命救助関係（捜索・救助、応急医療の提供等）を中心に、必要に応じて生活支援関係の措置（炊き出し、給水、救援物資の輸送等）を実施。この他、防衛省の施設の救援のための使用許可等を実施。  
 (3) 武力攻撃災害への対処  
 被害状況の確認（モニタリング支援等）、人命救助（捜索・救助、応急医療の提供等）、被害の拡大防止（周辺住民の退避支援、消火等）、NBC攻撃等による危険物質の除染等を実施。この他、生活関連等施設の安全確保の支援（指導・助言、職員の派遣等）等を実施。

## 5 緊急対処事態への対処

国民保護措置に準じた実施手続や内容で緊急対処保護措置を実施。

資料32 退職自衛官の地方公共団体防災関連部局における在職状況（平成20年6月30日現在）

区域	都道府県	市区町村
北海道	北海道	帯広市役所
		千歳市役所 2名
		美唄市役所
		札幌市役所 2名
		函館市役所
		鹿部町役場
		美幌町役場
		苫小牧市役所
		北斗市役所
		岩見沢市役所 2名
		旭川市役所
		遠軽町役場
		恵庭市役所
東北	青森県	八戸市役所
		青森市役所
		弘前市役所
	岩手県	紫波町役場
		滝沢村役場
	宮城県	仙台市役所 2名
		石巻市役所
	秋田県	秋田県庁
	山形県	山形県庁
	福島県	福島県庁
関東	茨城県	茨城県庁
	栃木県	栃木県庁 2名
	群馬県	群馬県庁
	埼玉県	草加市役所
		さいたま市役所
	千葉県	浦安市役所
		市川市役所
	東京都	品川区役所
		板橋区役所
		荒川区役所
	足立区役所	
神奈川県	横浜市役所 4名	
	川崎市役所	
中部	新潟県	新潟県庁
	富山県	富山県庁
	石川県	輪島市役所
		小松市役所
	福井県	福井市役所
	山梨県	山梨県庁
	長野県	長野県庁 2名
	岐阜県	岐阜県庁
	静岡県	静岡県庁 2名
	愛知県	愛知県庁
	瀬戸市役所	
	三好町役場	

区域	都道府県	市区町村	
近畿	三重県	三重県庁	
		伊勢市役所	
		亀山市役所	
	滋賀県	滋賀県庁	
		草津市役所	
		高島市役所	
	京都府	京都府庁	
	大阪府	大阪府庁	堺市役所
			池田市役所
			大阪市役所
河内長野市役所			
和泉市役所			
四条畷市役所			
兵庫県	兵庫県庁		
	明石市役所		
	豊岡市役所		
奈良県	奈良県庁		
	橿原市役所		
和歌山県	和歌山県庁		
	和歌山市役所		
中国	鳥取県	鳥取県庁	
	島根県	島根県庁	
	岡山県	岡山県庁 5名	
	広島県	広島県庁 5名	
山口県	山口県庁	岩国市役所	
		下関市役所	
四国	徳島県	徳島県庁 2名	
		小松島市役所	
		阿南市役所	
		吉野川市役所	
香川県	香川県庁		
	丸亀市役所		
愛媛県	愛媛県庁 2名		
高知県	高知県庁		
九州	福岡県	飯塚市役所	
		田川市役所	
		直方市役所	
	佐賀県	佐賀県庁 3名	
		唐津市役所	
	長崎県	長崎県庁 4名	
		佐世保市役所 2名	
		大村市役所	
	熊本県	熊本県庁	
		熊本市役所	
	宇城市役所		
大分県	大分県庁		
	大分市役所		
宮崎県	宮崎県庁 2名	都城市役所	
		延岡市役所	
	西都市役所		
鹿児島県	鹿児島県庁 2名	薩摩川内市役所	
		霧島市役所	
	垂水市役所		
沖縄県			

※非常勤職員を含む